

公福市大公告第3号

福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2024年（令和6年）3月29日

公立大学法人福山市立大学 理事長 佐藤 利行

1 業務概要

(1) 業務名

福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2024年（令和6年）8月30日（金）まで

(4) 留意事項

本件は、2024年度（令和6年度）公立大学法人福山市立大学補正予算の成立を前提に実施する停止条件付き事業である。そのため、補正予算が成立しなかった場合は、本件を取り消すものとする。

2 委託費

委託費の上限は14,852,000円（消費税及び地方消費税相当額（消費税及び地方消費税の税率は、10%とする。）を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 公立大学法人福山市立大学契約事務取扱規程（令和3年法人規程第49号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に基づく暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

4 評価基準・評価項目

福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務委託業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を、理事長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込手続等

(1) 担当部局

公立大学法人福山市立大学事務局経営企画課

〒721-0964 広島県福山市港町二丁目19番1号

電話：084-928-1044

E-mail：keiei@fcu.ac.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2024年（令和6年）3月29日（金）
実施要領等の配付期間	2024年（令和6年）3月29日（金）から 2024年（令和6年）4月12日（金）まで
質問書の受付期間	2024年（令和6年）3月29日（金）から 2024年（令和6年）4月5日（金）まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2024年（令和6年）4月9日（火） 本学ホームページに掲載します。 (https://www.fcu.ac.jp/ 以下同じ。)
参加申込書類の受付期間	2024年（令和6年）3月29日（金）から 2024年（令和6年）4月12日（金）まで
参加資格確認結果の通知	2024年（令和6年）4月16日（火）
企画提案書の受付期間	2024年（令和6年）4月16日（火）から 2024年（令和6年）4月25日（木）まで
一次審査（書面審査）	2024年（令和6年）4月26日（金）
一次審査結果通知	2024年（令和6年）5月1日（水）（予定）
二次審査（プレゼンテーション）の実施	2024年（令和6年）5月上旬（予定）
審査結果の通知	2024年（令和6年）5月上旬（予定）

(3) 実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

2024年（令和6年）3月29日（金）から同年4月12日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日等（公立大学法人福山市立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（令和3年法人規程第33号）第3条第1項に規定する週休日及び同規程第11条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 配布場所

6(1)に同じ。

※本学ホームページからもダウンロード可

(4) 参加申込書類の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書類の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書類の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て理事長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

(2) 理事長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと理事長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると理事長が認めた場合

(6) その他本法人の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。